

理制度や土地収用制度の活用といった対策について、市町 村をきめ細やかに実務支援(「用地加速化支援隊」)

Reconstruction Agency

〇 集中復興期間の平成27年度末に向け、住宅再建・復興まちづくりを計画通りに確実に進捗できるよう、これまでの加速化措置の実施状況を踏まえつつ、把握された隘路等を打開するため、

I 災害公営住宅・高台移転事業(1)発注・入札契約段階、2)施工段階、3)用地取得段階))、 Ⅱ 民間住宅の自立再建等について、これまでの加速化措置を充実・補完した「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」をとりまとめた。

これまでの加速化措置 ステージ 追加措置 課題:被災者が住宅再建の完成時期が見通せず不安を抱えている 措置:「住まいの復興工程表」の策定(四半期毎に更新) 計画策定 現状:市町村毎・地区毎に、住宅再建の最新の見通しを提示 課題、所有者不明、相続手続未了(遺産分割協議中)等の取得困難な <凡例> 用地が多く存在 赤字:課題 措置: 黒字:措置 1)財産管理制度の活用 青字:現状 ・財産管理人候補者確保を日司連等に要請 ⇒ **要請開始** (H25.3) → **588人** (H26.12) ・手続の簡素化・迅速化(裁判所の取組) ⇒ 全体で**半年以上**かかると懸念 → 裁判所の審理は3週間程度 2) 取得困難地を区域から外す(柔軟な区域変更) ・事業区域変更手続き簡素化 ⇒ **防集事業**342地区のうち、**259地区(届出156地区)で区域変更** (H26,11) 用地取得 3)被災市町村への人的支援等 ・権利者調査や用地取得事務の補償コンサルタント等への外注促進 ⇒ 防集実施26市町村のうち**24市町村で実施** (H26.11) ・日司連と協力し、司法書士を復興庁で採用し市町村に駐在させる取組 ⇒ 8市町村に9名駐在 (H26.12) ・関係省庁職員からなる「用地加速化支援隊」を創設し、9市町村に延べ50回訪問 課題:特定地区における難航事案の解決 (H26.12) 措置:「用地加速化支援隊」によるきめ細やかな 現状: 防集事業 (移転先) の用地取得率 48% (H25.9) → 91% 支援(Ⅲ-(1)) (H26.11) に上昇 ・用地取得が完了していない箇所の原因を把握し、財産管

住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策②(これまでの加速化措置のフォローアップと追加措置)

現状:地方公共団体で設計・工事等の発注業務に遅れが出ないよう取り

組んでいる



ステージ これまでの加速化措置 追加措置 課題:防潮堤・道路等柔軟な区域変更が困難な事業で土地収用手続が <凡例> 必要な用地が存在 赤字:課題 措置:土地収用手続の迅速化 黒字:措置 (被災地特化型土地収用手続・収用加速化7本柱) 青字:現状 ① 測量・設計を並行実施 ② 説明会の開催方法の効率化(用地説明会等と兼ねて開催) ③ 復興事業での早期事業認定申請ルール (3年8割ルール(※)⇒設計確定前から準備開始) 用地取得 ④ 事業認定手続期間の短縮(標準約3カ月 ⇒ 2カ月(実績は、概ね50日で認定)) ⑤ 権利者調査の合理化(ガイドラインの作成・周知) ⑥ 緊急使用の活用 ⑦ 収用裁決手続の迅速化 ※ 用地取得率80%又は用地幅杭打設後3年のいずれか早い時期までに収用手続に 移行するルール 現状:測量から用地取得 当初6年予定→3年で完了見込 (釜石市鵜住居川・片岸海岸の防潮堤モデル事業) 課題 埋蔵文化財発掘調査に迅速化が必要 (被災自治体ノウハウ・マンパワー不足など) 措置:全国から専門職員を派遣など ・埋蔵文化財について遺跡の個々の状況に応じた柔軟な対応を図るよう、国から自治体 に周知徹底 埋文調查 ・専門職員の派遣 32名 (H24年度)→70名 (H25年度)→69名 (H26年度) ・発掘調査にかかる経費(人件費も含む)について、全額国で負担(30.7億円(H26.12 時点)) 現状: 埋蔵文化財発掘調査を迅速化し、工期に影響を与えず工事に着手 ・山田町(防集)(18か月 \Rightarrow 5か月)、広野町 (災害公営)(6カ月 \Rightarrow 3カ月)、南相馬市(災害 公営) (12カ月 \Rightarrow 4.5カ月) 課題:地方公共団体の人員不足など (膨大な発注業務、マンパワー不足・ノウハウ不足など) 措置:被災自治体への人的支援の強化、都市再生機構の活用、買い取り方 発注・ 式など発注方式の工夫の周知等 入札契約 ・都市再生機構の現地体制強化 ⇒ **218人**(H24.11) → **412人**(H27.1) ⇒ 約6年 ・CM方式の活用 → 約4年半(最大1年半短縮)

住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策 ③ (これまでの加速化措置のフォローアップ と追加措置)



Reconstruction Agency

これまでの加速化措置 ステージ 追加措置

課題、建設関係の技術者・技能者や資材等の円滑な確保、入札不調など

措置:技能者・技術者の広域的確保・効率的活用、資材の供給体制の 強化

- ・人件費の上昇傾向を踏まえ、公共工事設計労務単価を引き上げ (被災3県 +31.2%、全国 +23.2%(H24年度比))
- ・現場事務所運営経費、建設作業員の確保等に資する現場諸経費割増し (共涌仮設費 1.5倍 現場管理費 1.2倍)
- 災害公営住宅の標準建設費をH25.9に15%引き上げ等、H26.4にも引き上げ (中層耐火構造で6.4%)

現状:一部で不調は発生しているものの、発注ロット大型化等の工夫に より、ほぼ契約済みとなっており、事業は着実に進捗

課題:災害公営住宅の建築丁事は、造成丁事の進展 に伴い、今後も多くの発注・入札契約が見込 まれることから、円滑な実施に向けた取組が 重要

措置:学校や庁舎等の公共建築工事における発注・ 入札契約の確実な実施(I-(1))

> ・災害公営住宅のみならず、学校や庁舎等の公共建築工事を 含め、国土交通省の営繕工事で導入している見積活用によ る実勢を踏まえた予定価格の設定や適切な工期設定を行う 積算手法(「営繕積算方式」等)の普及・促進

> 災害公営住宅の建築工事における発注・入札 契約の確実な実施(I-(2))

> ・丁事契約後の物価上昇への適切な設計変更等の対応の導入 • 徹底

> 被災3県の災害公営住宅の標準建設費の更な る引上げ(I-(3))

・被災地による工事費の状況や特殊な条件下での工事実施に 対応するため災害公営住宅の標準建設費(国庫補助対象上 限額)について更なる引き上げ((H27.1(併せて、被災 地を含む全国分について平成27年度予算案で措置))

)のマンパワー不足・ノウハウ不足への支援

・丁事工程表の確認ノウハウや近接する丁事間調整等の先進

事例の横展開などを図り、個別事案の対応を含め、市町村

課題、建設関係の技術者・技能者や資材等の円滑な確保、入札不調など

措置:技能者・技術者の広域的確保・効率的活用、資材の供給体制の 強化

- 資材に対して、
- ① 生コンプラント設置 国2基(H26.9稼働)宮城県4基(H26.5稼働)民間10基
- ② 発注者・建設業団体・資材団体等で需給見通しを共有、供給円滑化

<凡例>

赤字:課題 黒字:措置 **青字:現状**

課題:災害公営住宅における人材や資材等の円滑

をきめ細やかに支援(「工事加速化支援隊」)

課題:丁事丁程管理等に関する発注者(県・市町村

|措置:「工事加速化支援隊」による市町村支援の

な確保

強化(Ⅱ-(1))

→ 措置:災害公営住宅の建築工事における資材調達 人材確保の円滑化(Ⅱ-(2))

> ・災害公営住宅における工事業者・現場間の資材調達・人 材のマッチングサポートの開始・展開

施丁

発注:

入札.契約

住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策 ④ (これまでの加速化措置のフォローアップ と追加措置)



Reconstruction Agency

<凡例>

赤字:課題

黒字:措置

青字:現状

ステージ これまでの加速化措置 追加措置

課題:被災者の住宅再建の円滑化、迅速化が必要

(十地の早期引き渡し、住宅建築のノウハウ不足、住宅資材や職人

不足など)

措置:住宅着工までの手続短縮、ワンストップ相談会、工務店人材・

資材融涌、確保等

現状:宅地供給の本格化を踏まえ、きめ細かく対応

災者による住宅建築の円滑化、早期化に向け た支援が重要

課題:これから宅地供給が本格化することから、被

措置:住宅ローン利用時の市町村と金融機関との調 整の円滑化(IV-(1))

> ・ 住宅ローンの実行の早期化に関して、金融機関等と市町村 との間で調整が必要な事項等をとりまとめ、金融機関等に 参考とするよう要請するとともに、市町村に周知

「住まいの復興給付金」の相談体制の強化 (N-(2))

・ 相談窓口の開設 (予定)、市町村向け説明会の実施

被災者への造成した宅地地盤に係る情報提供 及び相談対応の強化(IV-(3))

・ 被災者への造成した宅地地盤に係る情報提供及び相談対応 強化を市町村に周知

商業再生

移転元地

住宅建築

課題: 住宅地の復興と合わせ、生活インフラとしての商業機能・商店街

の再生が不可欠

措置:商業集積・商店街再生の支援制度の強化

- ① 商業集積・商店街再牛の基本的な指針の提示(被災自治体向け)
- ② 商業施設の整備等に関する支援
 - ・商業施設等復興整備事業による支援(川内村)
 - ・暮らし・にぎわい再牛事業(須賀川市)
- ③ 専門家派遣・人材育成等の支援

震災復興支援アドバイザー、市町村まちづくり担当者研修実施(計6回、186名)

現状:住宅地の復興に間に合わせ、まちの商業機能・商店街の再生を図る

課題:防災集団移転促進事業による移転元買取地のあり方が課題

措置:移転元買取地の譲渡・交換等の取扱いの明確化(通知)

移転元買取地の**使用・貸付けの取扱いの明確化(通知)**

課題:多くの市町村で、防災集団移転促進事業の移 転元地のあり方や活用についての検討に着手

|措置:防災集団移転促進事業の移転元地の活用に関 する事例集の作成(V-(1))

> ・防災集団移転促進事業の移転元地のあり方や活用について 検討の一助となるよう、移転元地を有効活用している事業 実施事例や関連する施策を紹介する事例集を作成

I-(1) 学校や庁舎等の公共建築工事における発注・入札契約の確実な実施

〇学校や庁舎等の公共建築工事を確実・円滑に実施するため、災害公営住宅の取組みと整合を取り、実勢価格 や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定するための積算手法(『営繕積算方式』等)を普及・促進

直轄工事(営繕工事)の積算手法を地方公共団体へ<u>情報提供</u>し、個別相談等に<u>丁寧に対応</u>

『営繕積算方式』(実施中)

- ●適切な<u>工期設定</u>や市場価格との 乖離が認められる工種の<u>見積活用</u> ⇒(※1)
- 動価上昇等への的確な対応⇒(※2)

積算の見える化(強化)

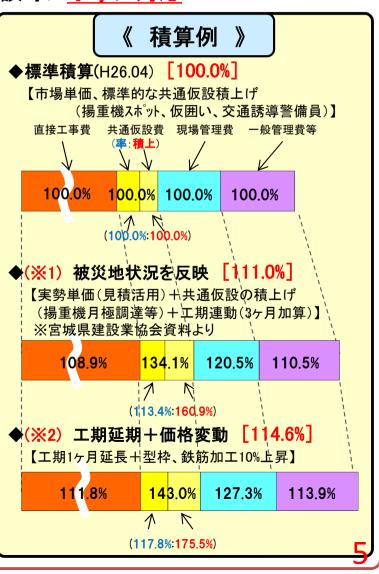
- ●<u>「見積活用方式」</u>の適用の明確化
 - ・入札説明書等に明記
- 共通仮設の積上項目の明確化
 - 設計図書等への条件明示、公開 数量書に明記(設計変更可能)

共通費の調査(追加)

● 共通仮設費及び現場管理費の実態調査

地方公共団体等への普及・促進(強化)

- 「営繕積算方式」の活用及び「積算の見える化」に関する『マニュアル』を作成し、 臨時説明会を実施
- 「公共建築相談窓口」等において、個別事案の相談に丁寧に対応
- 積算情報(単価等)の共有
- 設計や建設業の各団体に説明会を実施



I-(2)災害公営住宅の建築工事における発注・入札契約の確実な実施

- Ⅱ-(2)災害公営住宅の建築工事における資材調達、人材確保の円滑化
- 災害公営住宅 工事確実実施プログラム (H26.9.27 国土交通省復興加速化会議(第4回)においてとりまとめ)
- 災害公営住宅の工事を確実・円滑に実施するため、被災地の個別の実情を踏まえ、発注・入札段階、工事実施段階、工事後の精算段階等における的確な対応策を導入・徹底し、その実施状況をきめ細かく把握。

災害公営住宅 工事確実実施プログラム

継続して取組む対策+さらなる導入・徹底を図る対策

入札•契約確実化

●実勢に対応した予定価格の設定

- 適切な工期設定や実勢との乖離が認められる工種の見積活用
- 現場実態にあった共通仮設費の積上
- 見積活用と共通仮設の積上項目の明確化
- 共通仮設費及び現場管理費について、実態 把握のための調査を実施し、結果を踏まえ、 経費率等への反映を検討
- 県・市町村・URが見積情報を共有する体制 整備(URを核として実施)

変化への対応を確実化

- ●物価上昇等への的確な 対応
- 予定価格設定時から契約時点、又は、その後の物価上昇に対応するための設計変更やインフレスライド条項、精算等の適切な対応
- ※公共建築工事における取組みと整合を取って 進める。

- ●資材・人材のマッチングサーポートの開始・展開
- 工事業者・現場間の資材調達・人材 確保の円滑化を図るための情報共有 システムと体制を整備

工事実施を確実化

• 国において関係団体に協力要請

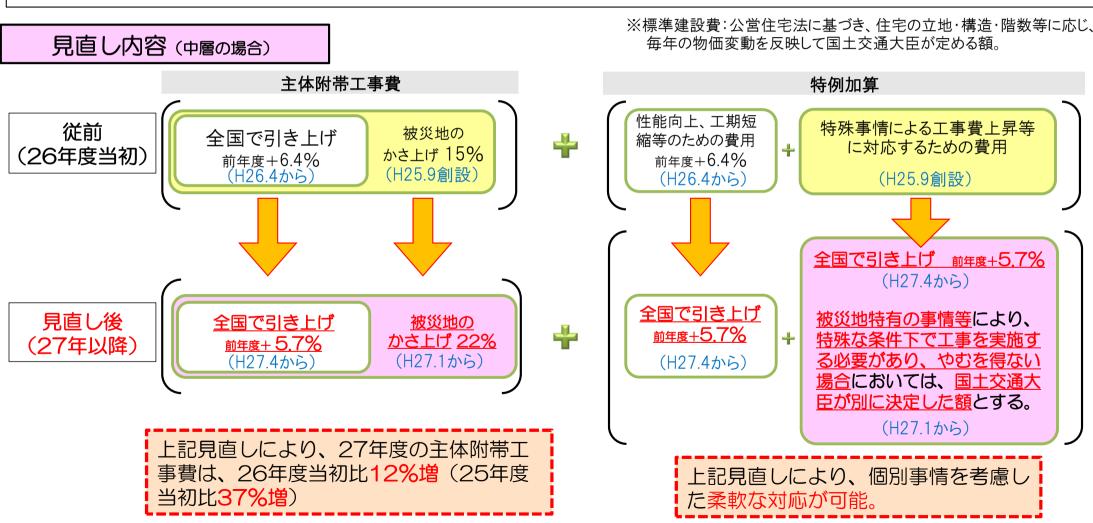
(岩手県においては既に開始。宮城県・ 福島県においても順次開始)

- ●URによる現地支援
- ●事業手法・工法等を情報提供
- ●資材対策等の連絡体制

- ●実勢に応じた補助金上限額の設定
- ●上記の取組を市町村にも働きかけるとともに、取組情報の周知徹底による建設業者の受注環境整備
- ●個別地区の課題に対し、きめ細かく対応(復興庁の「工事加速化支援隊」と連携)
- **●プログラムの実施状況を把握**(プログラムの実施状況を把握し、工事の確実な実施をフォローアップ)

I-(3) 被災3県の災害公営住宅の標準建設費の更なる引上げ

- 被災3県における標準建設費のさらなる見直し
- 〇 被災3県における公営住宅に適用される<u>標準建設費(補助対象上限額)</u>について、<u>被災地における工事費の状況</u> や、<u>軟弱地盤、離島部における工事実施</u>等の特殊な条件に対応するため、<u>さらなる引き上げ</u>を措置。 (併せて、平成27年度予算案において、全国の標準建設費について、物価変動を踏まえた見直しを行う)



Ⅱ-(1)「工事加速化支援隊」等による市町村支援

被災者に安心できる住まいを一日でも早く一戸でも多く確保するため、県・市町村の「工事実施段階」の課題解決に向け、平成26年8月に「工事加速化支援隊」を創設(国土交通省住宅局・都市局と連携)。11月より、同省大臣官房官庁営繕部と連携し、学校、病院等の公共建築物について課題を把握した場合、同部により支援を実施。

背景·必要性

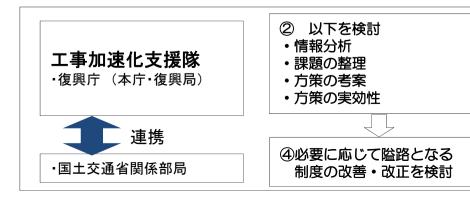
- 〇 被災地における復旧・復興事業が本格化し、復興のステージが「計画策定」「用地取得」から「工事 実施」の段階に移行
- 「工事実施段階」では個別具体の課題が現場で発生
- 〇 災害公営住宅や高台移転の事業主体である県・市町村が掲げる目標どおりの完成に向け、直接市町村 へ出向き、個別地区ごとの課題に対し、**きめ細かく支援を行う新たな取組**が必要

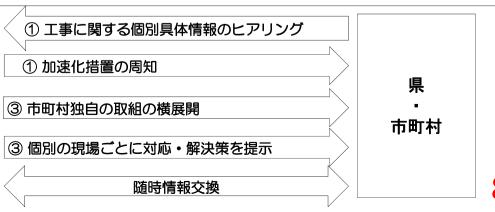
⇒ 工事加速化支援隊の創設

ねらい・活動内容

- 〇 復興庁の市町村担当参事官等・復興局で構成する工事加速化支援隊が、国交省と連携し、直接県・ 市町村に出向いて遅延状況やその理由、今後の見通し等について聞き取り、市町村への支援を行う。
 - ① 5弾に及ぶ加速化措置を周知する。
 - ② 市町村独自の有効な取組の横展開を図る。
 - ③ 個別の現場ごとに対応・解決を図る。
 - ④ 必要に応じて隘路となっている制度の改善・改正の検討を行う。

(参考) 体制





Ⅲ-(1)「用地加速化支援隊」によるきめ細やかな支援

現状

○防災集団移転促進事業(移転先)の用地取得率は、この1年で約48%(H25.9)から約91%(H26.11)へ上昇(岩手県83%、宮城県95%、福島82%)。

取組

〇用地取得が完了していない防災集団移転促進事業の<u>全地区についてその原因を把握</u>した上で、「<u>用地加速化支援隊」が</u> _ きめ細かな実務支援を行い、個別具体な難航事案を解決。

(取組手法)

- 〇用地加速化支援隊が、市町村を計50回訪問し実務支援中(H26.12)。
 - 例)土地収用制度の活用支援を行った大船渡市及び大槌町の事例では、通常約4~12カ月要する都市計画事業の認可から裁決申請までの期間を約2カ月及び約3週間にそれぞれ短縮。

◇用地取得の取り組みフロー

用地に関する課題について 抽出・整理

- ・用地協議内諾済で詳細設計待ち
- ・地権者合意が得られない難航事案
 - 行方不明者
 - ・共有地、多数相続
 - ・古い担保権の多数相続
 - ・事業反対者
 - •補償額不満者

個別案件ごとの解決策提案

- ○供用時期を見据えた用地処理工 程を提案した上で
- ・財産管理人の活用
- ・土地収用法の活用
- ・補償方針の検証
- ・権利者調査業務、登記業務等の 外注

それぞれの手法の具体的活用 について、これまでより踏み 込んだきめ細かな支援を行 い、

個別課題の解決・用地取得の加速化へ

※関連する取組

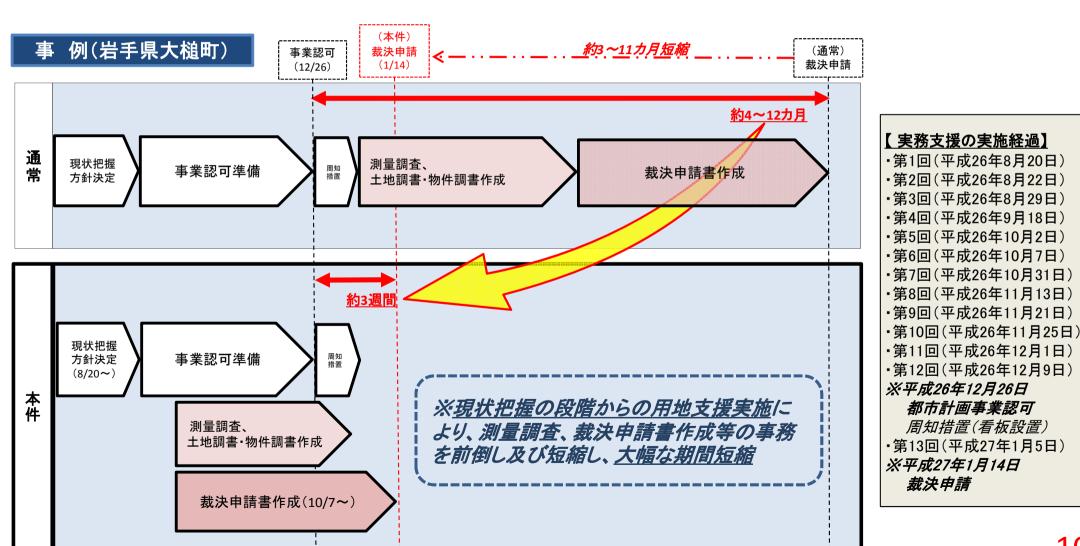
- ・復興庁が採用し、市町村に駐在させている司法書士との連携により用地事務処理を迅速化(8市町村に9名駐在)。
- ・市町村の担当職員が用地事務を遂行する際の有益な情報をとりまとめた「用地加速化支援隊ニュース」を配信(9/24第1号、12/5第2号)。

(参考)

用地加速化支援隊による支援事例

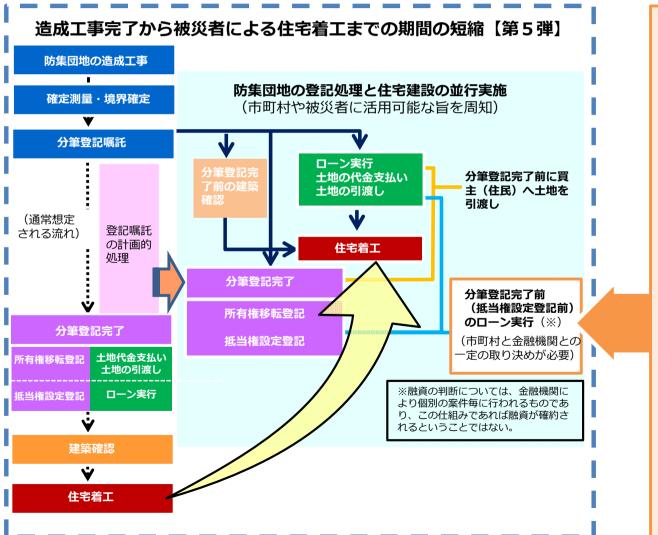
土地収用制度の活用を前提とした用地取得に関する総合的なマネジメントを実施することにより、通常約4~12カ月※1要する、都市計画事業の認可から県収用委員会への裁決申請書提出までの期間について、約3週間に短縮。→計画的な住宅再建・復興まちづくりの実現

※1 国及び県が施行する復興事業の例



Ⅳ- (1) 住宅ローン利用時の市町村と金融機関との調整円滑化

- ○加速化措置(第5弾)において、防集団地の造成完了から被災者による住宅着工までの期間短縮の取組をとりまとめ。
- ○今般、第5弾の取組のうち住宅ローンの実行の早期化に関して金融機関等と市町村との間で調整が必要な事項等をとりまとめ、金融機関等に参考とするよう要請するとともに、市町村に周知。



- ○分筆登記前(抵当権設定登記前)の住宅ローン実行に関する調整方法(※)をとりまとめ
 - ・金融機関等に対して、調整方法を周知・提 案し、参考とするよう要請
 - ・市町村に対して、担当職員向けに作成した Q&A等によって調整方法を周知
 - ※金融機関の抵当権設定登記申請を、市町村から買主(住民)への所有権移転登記の嘱託・申請と同時に行う方法を明確化
 - →所有権移転登記前に第三者への所有権移転登記・抵当 権設定登記等がされるリスクを回避
- ○上記に加えて、
 - ①買戻し特約の登記がされる場合
 - ②土地区画整理事業地の換地処分公告前に住 宅ローンを利用する場合
 - ③宅地を賃貸する場合
 - についても、調整方法をとりまとめ、同様に 周知・提案・要請
- ※金融機関の融資については、経営判断による。

1

(参考)

住宅ローンに関する市町村と金融機関等との調整方法等

所有権移転登記と抵当権設定登記の同時嘱託・申請

- 〇所有権移転登記後に第三者への所有権移転登記・抵当権設定登記がされるリスクを回避
- 〇調整方法は、以下のいずれかの方法。③の方法は、復興庁が金融機関等に提案しているもの。
 - ①日程調整して、市町村の所有権移転登記の嘱託と金融機関等・買主の抵当権設定登記の申請を同時に行う方法
 - ②買主が抵当権設定登記の申請を委任する司法書士に、市町村が所有権移転登記の申請を委任する方法
 - ③買主が抵当権設定登記の申請を委任する司法書士に、市町村が所有権移転登記の嘱託書を交付する方法
- 〇当該調整方法は、分筆登記前(抵当権設定登記前)に住宅ローンを利用する場合だけでなく、①分筆登記後、土地 の所有権移転登記前に住宅ローンを利用する場合、②土地区画整理事業地の換地処分公告前に住宅ローンを利用す る場合(※)も同じ。
 - ※一部の金融機関等においては、保留地譲受権等を譲渡担保とすることにより行われている。

市町村が買戻しの特約の登記をする場合の調整方法

- 〇買戻しの実行により、担保不動産の担保価値がなくなるリスク等を回避
- 〇調整方法は、市町村が買戻しを実行するときの返還金(買戻代金)を金融機関等が代理受領することの承諾等

市町村が宅地を賃貸する場合の調整方法

- 〇賃貸借契約解除により担保不動産である建物が収去される(担保価値がなくなる)リスク等を回避
- 〇調整方法は、地代不払い等により市町村が賃貸借契約を解除しようとするときに金融機関等に連絡することの承諾 等

被災地の司法書士への周知

〇日本司法書士会連合会に対し、住宅ローンの円滑な実施のため、被災地の司法書士への周知等を依頼

※司法書士は、所有権移転登記と抵当権設定登記の同時嘱託・申請の調整方法において嘱託・申請代理人又は使者となる。

17

IV-(2)「住まいの復興給付金」の相談体制の強化

- 住まいの復興給付金制度は 被災者について、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な 要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に 対応し得る措置として、給付措置を行うもの。26年12月末時点での給付承認件数は累計814件。
- 〇 申請の円滑化、周知の強化のため、①市町村向け説明会の(再度)実施やPR資料の市町村窓口への配布依 頼、②申請者向けの対面窓口の設置(予定)、などに取り組んでいるところ。

<制度概要>

建築•購入

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者(原則)

- ①被災住宅※1を所有していた者
- ②再取得住宅※2を所有している者

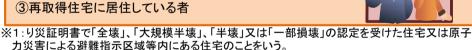
※2:被災住宅に代わり、新たに建築・購入した住宅。

床再

面的

積得

(※1)



給付額

給付額 =

給付単価

税率8%時: 5.130円

持取 分得割住 合字 の

税率10%時: 8.550円

区分所有の場合は、専有部分の床面積。

- 登記上、用途が「居宅」以外を含む場合、居宅部分の床面積。
- 給付する床面積の上限は、175m。175m以上の場合は、175m分を給付。

対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に、建築・購入された新築住宅 又は宅建業者が販売した中古住宅で、その床面積が以下の要件を満たす住宅。

- 建築の場合:13㎡以上
- 購入の場合:50㎡以上(地上3階以上の共同住宅の場合:30㎡以上)

補修

給付対象者

- 以下の要件を全てみたす者が給付対象者 (原則)
- ①被災住宅を所有している者
- ②被災住宅の補修工事を発注した者
- ③補修した被災住宅に居住している者

給付額

被災住宅の床面積に、り災状況に応じた給付単価をかけた額(①)と実際に支払った補修工 事費(税抜)に増税分の消費税に相当する額のどちらか少ない方を給付

【り災状況に応じた給付単価を掛けた額(①)】

給付額 =

被災住宅の床面積(※1)

給付単価(×2)

(※1)区分所有の場合は、専有部分の床面積。登記上、用途が「居宅」以外を含む場合、居宅部分の床面積 (※2)給付単価は、以下のとおり。

	8%時	10%時
全壊(流出)•原災	1,680円	2,800円
大規模半壊	1,650円	2,750円
半壊(床上浸水)	1,380円	2,300円
一部損壊(床下浸水)	840円	1,400円

対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に補修工事を行った被災住宅。



IV-(3) 被災者への造成した宅地地盤に係る情報提供及び相談対応の強化

○ 復興まちづくり事業*により造成し、引き渡した宅地において、地盤補強が必要とされたケースが生じていることを踏まえ、市町村に対し、造成した宅地地盤に関する情報提供や住宅建築時の相談対応を十分に行うよう周知(H26.9.11通知)

※防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業、漁業集落防災機能強化事業のことをいう

背景

必要性

対 応

- ○復興まちづくり事業を行っている市町村においては、建築基準法の規定を参考に地盤の長期許容 応力度の目標を設定し、開発許可の基準を踏まえて造成工事を行うなど適切に宅地造成を実施。
- ○適切に宅地造成が行われている場合であっても、建築主及び建築事業者が、建築物の形態や構 ・ 造等を踏まえ、より安全な住宅を建築するために地盤補強を選択するケースがある。
- ○移転者が宅地造成や住宅建築工事に関する十分な情報や選択肢を把握し、適切な住宅建築工事 ・ を実施できるようにすることが重要
- ○「復興まちづくり事業による宅地造成に係る情報提供及び相談対応について」(H26.9.11通知) 市町村に対し、造成した宅地地盤に関する情報提供や住宅建築時の相談対応を十分に行うよう周知
 - く造成した宅地地盤に関する情報の提供>
 - ・移転者に対して、宅地造成工事の内容や、地盤調査結果等の宅地地盤に関する情報を、宅地の引き渡し前に十分に提供し、説明を行うこと
 - ・適切に宅地造成が行われている場合であっても、住宅建築時に、建築事業者がより安全な住宅を建築するために 地盤補強を推奨する可能性があり、費用負担が発生する場合があることについて、事前に説明を行い、理解を得て おくこと

<住宅建築時の相談対応>

- ・独自の相談窓口の設置、各県の居住支援協議会等による相談窓口や住まいるダイヤルの活用により、移転者に対し事業者に関する情報の提供や相談対応を行うこと(相談窓口設置等に係る費用は、東日本復興交付金を充当可能)
- * 事業者団体等を通じ建築事業者にもこれに関連する周知をあわせて実施

V-(1)防集移転元地の活用に関する事例集の作成

被災自治体の職員が、防災集団移転促進事業の移転元地のあり方や活用について検討する一助となるよ う、

復興まちづくり・地域づくりの事業を実施するにあたり、移転元地を有効活用している事業実施例や関連する 梅笛を紹介する事例集を作成。

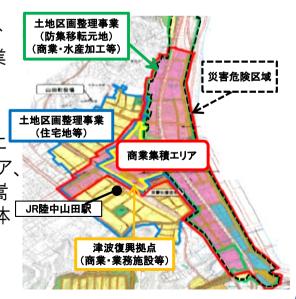
事例集

- 市町村が、防災集団移転促進事業の移転元地のあり方や活用について検討を行う際に参考としていただくことを想定。
- 移転元地を含む復興まちづくり・地域づくりの事業を進めている市町村の事例をとりまとめて紹介。
- 併せて、事例において活用されている土地区画整理事業等の事業手法や関連する事業手法を紹介。

移転元地の活用事例

商業用地、水産加工業用地として整備 (岩手県山田町)

- 低地部の移転元地を含む エリアを土地区画整理事業 を活用して、商業用地、水 産加工業用地として整備。
- 津波復興拠点整備事業に より整備する駅前商業エリア、 土地区画整理事業により嵩 上げを行う居住エリアと一体 的に市街地を形成。



大区画の農地整備と併せ農業用施設用地等として集約 (宮城県岩沼市)

- 県が事業主体となり、津波により甚大な被害を受けた沿岸 部の農地等(693ha)を対象に、ほ場の大区画化及び移転 元地(約20ha)の集約を計画。 岩沼地区
- 〇 農山漁村地域復興 基盤総合整備事業 (復興交付金)を活用 し、大区画のほ場を整 備するとともに農業用 施設用地等として 活用するため、移転 元地を集約。

現況 計画案 用途用地(非農用地)として集約

(注)移転元地の集約に関するイメージ図であり、